

塩谷地域 循環型社会形成推進地域計画

第2次計画

矢板市

さくら市

塩谷町

高根沢町

塩谷広域行政組合

平成 29 年 12 月 25 日

(変更) 平成 31 年 3 月 15 日

(変更) 平成 31 年 3 月 22 日

目次

1.地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
①対象地域.....	1
②計画期間.....	2
③基本的な方向.....	2
④広域化の検討状況	2
2.循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理と現状.....	3
(2) 生活排水処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3.施策の内容.....	8
(1) 発生抑制・再使用の推進	8
(2) 処理体制.....	10
(3) 処理施設の整備.....	14
(4) その他の施策.....	15
4.計画のフォローアップと事後評価	16
(1) 計画のフォローアップ	16
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16

1.地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

①対象地域

- ・構成市町名 ごみ処理：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
 し尿処理：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
- ・面 積 543.02 k m² (平成 27 年 1 月 1 日現在)
- ・人 口 119,562 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

市町村名		矢板市	さくら市	塩谷町	高根沢町	計
面積	(k m ²)	170.46	125.63	176.06	70.87	543.02
人口 ^{※1}	(人)	33,768	44,056	11,961	29,777	119,562

※1 平成 28 年 4 月 1 日現在 住民基本台帳人口



図 1-1 対象地域図

②計画期間

本計画は、「塩谷地域循環型社会形成推進地域計画」第1次計画（平成23年4月1日から平成30年3月31日）に引き続く第2次計画として策定するものであり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を平成35年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢、廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとします。

③基本的な方向

塩谷広域行政組合（以下、「本組合」という。）は、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の2市2町で構成されています。現在の一般廃棄物処理は、塩谷広域環境衛生センター（焼却施設・粗大ごみ・資源ごみ処理施設）において、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみは破碎・選別・圧縮を行っています。しかしながら、既存施設の現所在地における稼働期限が迫っていることや、循環型社会構築のための啓発や環境教育・環境学習を行う拠点が必要であることから、本計画期間中の平成31年度稼働を目的に新たな施設を建設しています。

資源ごみ及び粗大ごみ処理施設から回収された資源物については、引き続き民間業者により資源化され、高根沢町では生ごみを分別収集し、堆肥化を行っています。また、今後は容器包装リサイクル法の対象品目の回収量増加を見込むとともに、処理の効率化を図りながら、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図っていく方針です。

最終処分については、焼却残渣及び不燃残渣は引き続き民間業者に処分を委託します。

生活排水処理については、しおやクリーンセンターで処理をしていますが、稼働後19年経過しており、現時点で大きな故障はみられないものの、設備装置については整備・補修が必要なものが多々あり、長期的に施設を使用していくために、延命化対策として平成29年度に基幹的設備改良事業を実施しています。また、住民に対しては、生活雑排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、合併処理浄化槽の設置推進の施策を講じ、公共用水域の水質保全を図り、水を育む豊かな自然環境を保全していくこととします。

④広域化の検討状況

県内の広域化計画については、「栃木県ごみ処理広域化計画(平成11年3月)」により検討がなされており、県内を10広域ブロックに分割し、ブロック毎に広域化の基本方針が示されました。

本組合の属する「塩谷ブロック」は、本組合の2市2町（平成11年3月時点では1市4町）で構成されています。

広域化計画の中では、し尿処理に関する計画は記載されていませんが、本組合で広域処理を行っています。

2.循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理と現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

総排出量は、集団回収量も含め 32,081 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,992 トン、リサイクル率（＝直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）は約 15.6%となっています。

中間処理による減量化量は 24,454 トンであり、集団回収を除いた排出量の概ね 76.6%が減量化されています。また、集団回収量を除いた排出量の約 8.3%にあたる 2,635 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 27,219 トンです。ごみ焼却施設では、温水の場内利用を行っています。

また、処理残渣の処分については、民間業者に委託しており、焼却灰、ばいじん、不燃物残渣は埋立処分、焼却灰の一部は溶融処理して資源化しています。処理残渣は 5,293 トンで、そのうち焼却灰、ばいじんの埋立処分量は 2,321 トン、焼却灰の溶融処理量は 445 トンとなっており、不燃残渣の埋立処分量は 315 トンとなっています。

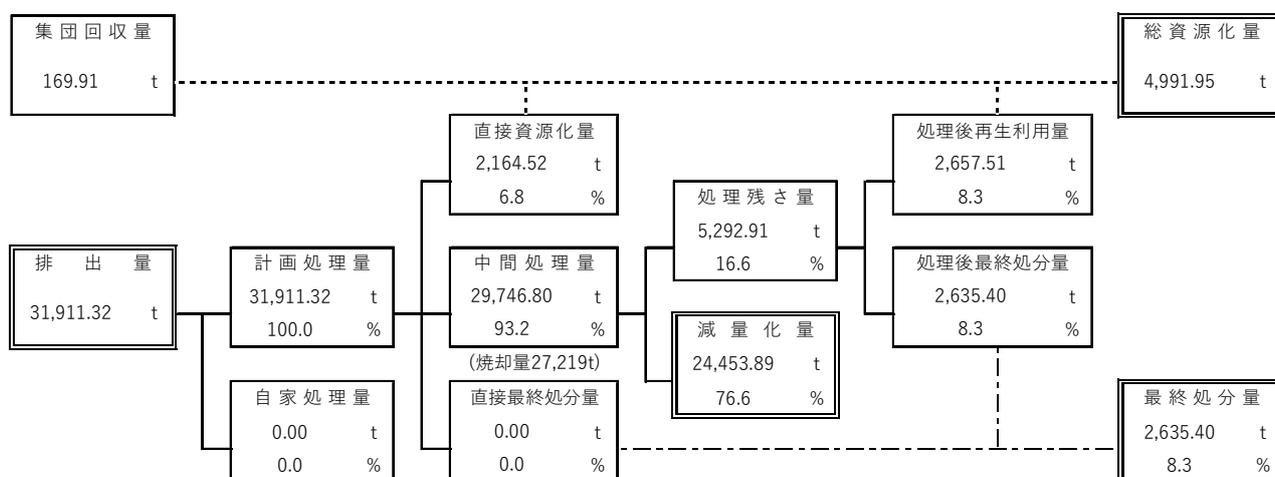


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

備考：小数第三位以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 生活排水処理の現状

本組合のし尿処理施設では、組合管内から排出されるし尿、浄化槽汚泥を処理（平成 17 年度より一部農業集落排水汚泥を処理）しており、平成 28 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出は、図 2-2 のとおりです。

生活排水処理対象人口（総人口）は、全体で 119,562 人であり、生活排水処理人口は 77,590 人、汚水衛生処理率は 64.9%となっています。

し尿発生量は 5,375kL/年、浄化槽汚泥発生量 22,832kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 28,207kL/年となっています。

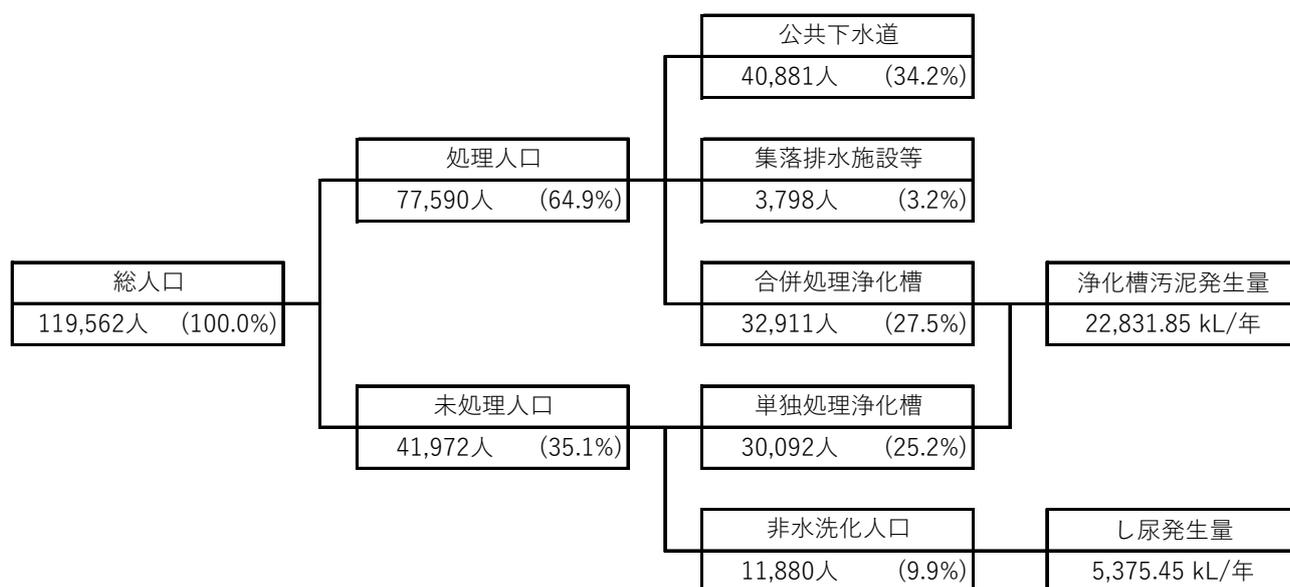


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー（平成 28 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化・再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。平成 35 年度の一般廃棄物の排出、処理状況については、図 2-3 のとおり見込んでいます。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状 (割合※1) (平成28年度)	目標 (割合※1) (平成35年度)
排出量	事業系 総排出量	7,587.19 トン	7,352.76 トン (-3.1%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.78 トン/事業所	1.73 トン/事業所 (-2.8%)
	生活系 総排出量	24,324.13 トン	23,580.98 トン (-3.1%)
	1人当たりの排出量※3	185.34 kg/人	184.02 kg/人 (-0.7%)
合計	事業系家庭系排出量合計	31,911.32 トン	30,933.74 トン (-3.1%)
再生利用量	直接資源化量	2,164.52 トン (6.8%)	2,314.32 トン (7.5%)
	総資源化量	4,991.95 トン (15.6%)	4,973.40 トン (16.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	8,376.19 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	2,635.40 トン (8.3%)	2,534.81 トン (8.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

事業所数: 4,253 (「平成28年経済センサス-活動調査速報結果(総務省統計局)」より)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]

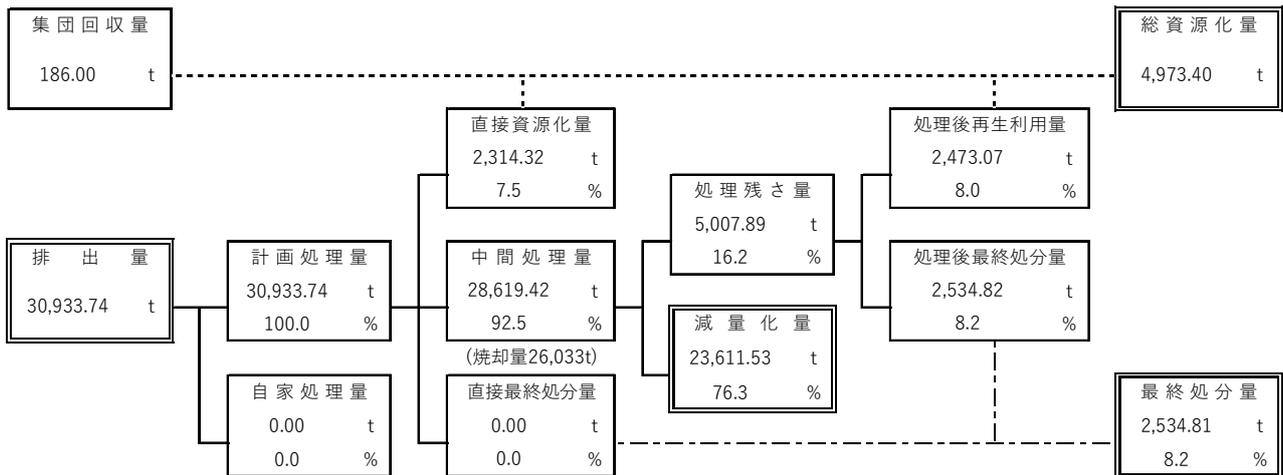


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 35 年度)

備考: 小数第三位以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

表 2-2 減量化・再生利用に関する構成市町の現状（内訳）

指標・単位		矢板市 現状（平成28年度）	さくら市 現状（平成28年度）	塩谷町 現状（平成28年度）	高根沢町 現状（平成28年度）
排出量	事業系 総排出量	2,678.83 トン	3,030.32 トン	430.73 トン	1,447.31 トン
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.89 トン/事業所	2.04 トン/事業所	0.94 トン/事業所	1.62 トン/事業所
	生活系 総排出量	7,110.67 トン	9,435.12 トン	2,312.28 トン	5,466.06 トン
	1人当たりの排出量 ^{※3}	194.25 kg/人	201.01 kg/人	168.83 kg/人	158.68 kg/人
合計 事業系家庭系排出量合計	9,789.50 トン	12,465.44 トン	2,743.01 トン	6,913.37 トン	
再生利用量	直接資源化量	551.24 トン (5.6%)	579.38 トン (4.6%)	292.86 トン (10.7%)	741.04 トン (10.7%)
	総資源化量	1,472.01 トン (14.9%)	1,659.43 トン (13.3%)	533.53 トン (19.4%)	1,326.98 トン (19.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	— MWh	— MWh	— MWh	— MWh
最終処分量	埋立最終処分量	808.47 トン (8.3%)	1,029.46 トン (8.3%)	226.53 トン (8.3%)	570.94 トン (8.3%)

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
 ※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
 事業所数：矢板市 1,416、さくら市 1,487、塩谷町 456、高根沢町 897
 (「平成 28 年経済センサス - 活動調査 速報結果 (総務省統計局)」より)
 ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

表 2-3 減量化・再生利用に関する構成市町の目標（内訳）

指標・単位		矢板市 現状（平成35年度）	さくら市 現状（平成35年度）	塩谷町 現状（平成35年度）	高根沢町 現状（平成35年度）
排出量	事業系 総排出量	2,588.27 トン	2,927.28 トン	422.02 トン	1,415.19 トン
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.83 トン/事業所	1.97 トン/事業所	0.93 トン/事業所	1.58 トン/事業所
	生活系 総排出量	6,919.19 トン	9,354.05 トン	2,153.25 トン	5,154.49 トン
	1人当たりの排出量 ^{※3}	192.74 kg/人	199.57 kg/人	168.14 kg/人	155.88 kg/人
合計 事業系家庭系排出量合計	9,507.47 トン	12,281.33 トン	2,575.26 トン	6,569.68 トン	
再生利用量	直接資源化量	614.94 トン (6.5%)	629.93 トン (5.1%)	285.81 トン (11.1%)	783.64 トン (11.9%)
	総資源化量	1,488.52 トン (15.5%)	1,656.74 トン (13.4%)	502.84 トン (19.4%)	1,325.30 トン (20.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	2,574.42 MWh	3,325.52 MWh	697.32 MWh	1,778.93 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	779.07 トン (8.2%)	1,006.37 トン (8.2%)	211.03 トン (8.2%)	538.34 トン (8.2%)

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
 ※2 1事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
 事業所数：矢板市 1,416、さくら市 1,487、塩谷町 456、高根沢町 897
 (「平成 28 年経済センサス - 活動調査 速報結果 (総務省統計局)」より)
 ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

(4) 生活排水処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-4 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

参考として、構成市町の現状と目標（内訳）を表 2-5 及びトレンドグラフを別添 2 に添付します。

表 2-4 生活排水処理に関する現状と目標

区分		現状（割合） （平成28年度）	目標（割合） （平成35年度）
処理形態別人口	公共下水道	40,881人 (34.2%)	47,109人 (40.8%)
	農業集落排水施設	3,798人 (3.2%)	3,608人 (3.1%)
	合併処理浄化槽等	32,911人 (27.5%)	35,852人 (31.0%)
	未処理人口	41,972人 (35.1%)	29,000人 (25.1%)
	合計	119,562人 (100.0%)	115,569人 (100.0%)
し尿・汚泥量	汲取りし尿量	5,375 kL	2,911 kL
	浄化槽汚泥量	22,832 kL	23,631 kL
	合計	28,207 kL	26,542 kL

表 2-5 生活排水処理に関する現状と目標（内訳）

【矢板市】

区分		現状（割合）		目標（割合）	
処理 形態別	公共下水道	10,299人	(30.5%)	11,605人	(35.5%)
	農業集落排水施設	1,017人	(3.0%)	954人	(2.9%)
	合併処理浄化槽等	10,283人	(30.5%)	11,379人	(34.8%)
人口	未処理人口	12,169人	(36.0%)	8,770人	(26.8%)
	合計	33,768人	(100.0%)	32,708人	(100.0%)

【さくら市】

区分		現状（割合）		目標（割合）	
処理 形態別	公共下水道	18,489人	(42.0%)	20,921人	(47.9%)
	農業集落排水施設	1,264人	(2.9%)	1,236人	(2.8%)
	合併処理浄化槽等	12,625人	(28.7%)	13,423人	(30.7%)
人口	未処理人口	11,678人	(26.5%)	8,134人	(18.6%)
	合計	44,056人	(100.0%)	43,714人	(100.0%)

【塩谷町】

区分		現状（割合）		目標（割合）	
処理 形態別	公共下水道	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
	農業集落排水施設	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
	合併処理浄化槽等	3,981人	(33.3%)	4,706人	(42.4%)
人口	未処理人口	7,980人	(66.7%)	6,401人	(57.6%)
	合計	11,961人	(100.0%)	11,107人	(100.0%)

【高根沢町】

区分		現状（割合）		目標（割合）	
処理 形態別	公共下水道	12,093人	(40.6%)	14,583人	(52.0%)
	農業集落排水施設	1,517人	(5.1%)	1,418人	(5.1%)
	合併処理浄化槽等	6,022人	(20.2%)	6,344人	(22.6%)
人口	未処理人口	10,145人	(34.1%)	5,695人	(20.3%)
	合計	29,777人	(100.0%)	28,040人	(100.0%)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

減量目標を達成するために、以下に示す施策を基に、各市町において実情に即した対応を図っていくものとします。

ア 教育・啓発活動の充実

住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・適切な出し方に関する啓発を徹底します。主な施策は、下記に示すとおりです。

- ①減量化推進委員会を設けます。
- ②学校・地域単位で副読本やDVDを活用し、社会意識を育てます。
- ③ごみ処理施設の見学会を広い世代に開きます。
- ④ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーを配布します。
- ⑤転入者に対しては、転入手続きの際に、職員が十分な説明を行います。

イ 住民との協力体制の構築

住民主体で催されるリサイクル活動に対して、組合および市町が協力します。主な対策は、下記に示すとおりです。

- ①集団回収の支援として、補助金の交付を行い、回収業者を確保します。
- ②回収業者に関する情報を収集し、住民に情報を提供します。
- ③フリーマーケットの育成を推進し、協力・援助します。また、バザー等への場所・車・人員を提供します。
- ④トレイ・牛乳パックなどの回収活動に対して、支援を行います。

ウ 事業者に対する減量化指導の徹底

主な施策は、下記に示すとおりです。

- ①事業者に対して、減量化計画の策定・指導を行います。特に、紙ごみについては徹底した減量化・資源化を行います。
- ②計画処理区域内の全事業所について、事業系ごみの排出と処理に関する実態調査を行います。
- ③ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介します。

エ 3R推進の拡大

主な施策は、下記に示すとおりです。

①「その他プラスチック製容器包装」の資源化

焼却ごみに含まれる「その他プラスチック製容器包装」を資源物として分別することで、焼却ごみの減量を図っていきます。

②紙パック・白色トレイの分別収集

拠点回収されている「白色トレイ」、「紙パック」、「発泡スチロール」等を、ステーション収集へ切り

替え、分別及び資源化を推進していきます。

オ 事業者との協力体制の構築

地域レベルでのワンウェイ容器や過剰包装の抑制を検討します。主な対策は、次に示すとおりです。

- ①スーパー・小売店に対して、過剰包装の自粛やトレイ・ペットボトルの回収促進を呼びかけます。
- ②プリンター・コピー機等のトナーカートリッジやビン類など、取引ルートがあるものは、回収協力店で引き取ってもらうよう徹底し、協力店には一層の協力を呼びかけます。

カ 住民および事業者における施策

住民は、ごみの減量・その他の適切な処理に関して、事業者は、事業活動によって生じるごみの排出抑制・再生利用等により、その減量に努めるとともに、ごみの減量・その他適切な処理の確保等に関して、本組合および各市町の施策に協力する責務があります。

下記に示す、主な施策（①～⑤：住民、⑥～⑪：事業者）について、住民および事業者による積極的な取り組みが行われるよう啓発・指導していきます。

- ①ごみ排出時には決められた排出方法を厳守します。
- ②過剰包装・使い捨て容器製品の購入を自粛します。
- ③マイバック等を持参します。
- ④ライフサイクルの長い製品・詰替商品・再生品を積極的に購入し、ものを大切に使うよう心がけます。
- ⑤生ごみの中の食べ残しや手つかず食品を減らすため、食べられる分だけの調理・購入に努めます。
- ⑥事業活動に伴う廃棄物の自己処理を促進します。
- ⑦資源物は、事業者独自の資源化ルートの開拓、確保に努めます。
- ⑧過剰包装・梱包材の使用を抑制します。
- ⑨再生資源・再生品の積極的利用を図ります。
- ⑩多量排出事業者は、減量化計画等を策定し、ごみの減量に対する意識を高めます。
- ⑪スーパーや飲食店では、ばら売りの推進、少量サイズの提供に努め、生ごみの発生を抑制します。

キ 生活排水対策

生活排水の汚濁負荷削減方法として、下記の啓発活動を推進します。

- ①パンフレットやポスターによる住民意識の高揚
- ②台所の三角コーナーや水きりネット等の周知
- ③施設・設備等見学会の開催
- ④アンケート調査や意見交換会等による住民意識の確認と認識
- ⑤生活排水処理対策推進に係る住民組織の育成およびその活動支援

ク 生活系ごみ及び事業系ごみの有料化施策の継続

本組合は、生活系ごみ及び事業系ごみの有料化施策を平成7年10月から先進的に取り入れ、全国的に見ても早い段階でごみの有料化施策を実施して参りましたが、今後についても引き続き施策を継続しながら、生活系ごみ及び事業系ごみの発生抑制を図っていきます。

- ・生活系ごみ 400袋/40円 300袋/30円 200袋/20円
- ・事業系ごみ 15円/kg

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在、本組合構成市町では、循環型社会の構築に向けて、ごみの分別収集を実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（びん・かん・ペットボトル、紙製容器包装及び紙類等、生ごみ等）、粗大ごみの4区分となっており、生活系ごみの処理体制の現状と今後については、表3-1、表3-2に示すとおりです。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみの処理については、家庭ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行います。また、排出量が一定程度以上の事業系ごみ排出事業者に対して、事業場における廃棄物の減量、処理に関する計画作成の指導を検討します。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設では産業廃棄物を処理していません。今後も一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理は基本的に行わないものとします。

エ 生活排水処理の現状と今後

下水道整備区域および農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり、下水道や農業集落排水施設による処理を行い、それ以外の区域において、合併処理浄化槽による処理を推進していくこととします。また、併せて現在設置されている単独処理浄化槽の状況を把握し、合併処理浄化槽への転換を指導していきます。

また、し尿・浄化槽汚泥の処理については、現在、しおやクリーンセンターにて処理を行っていますが、新たな中間処理施設稼働後は、脱水汚泥及び脱水し渣をエネルギー回収型廃棄物処理施設において焼却すると共に、施設の老朽化やし尿および浄化槽汚泥の質的量的変動に十分対応できるよう、運転管理や補修等の維持管理に加えて、施設の延命化や温室効果ガスの削減を図るために基幹的設備改良事業を実施していきます。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ・可燃ごみとして処理されている廃棄物については、分別収集を徹底するなど、可燃ごみの減量に努め、リサイクルに努める。
- ・プラスチック容器包装の分別収集を拡大し、更なる資源化に努める。
- ・廃棄物の分別収集を行い、資源化に努める。
- ・事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うこと等により、事業系ごみの発生を抑制する。
- ・下水道計画区域外および農業集落排水施設区域外の地域について、合併処理浄化槽の整備を推進する。

- ・し尿処理施設の老朽化に伴い、施設の延命化や温室効果ガスの削減を図るため、基幹的設備改良事業を実施する。
- ・施設の老朽化に伴い、資源化の推進を図るため、新たなマテリアルリサイクル推進施設を整備する。
- ・施設の老朽化に伴い、維持管理コスト削減、生活環境・水環境の保全を図るため、新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。

表 3-1 塩谷地域各市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現状 (平成28年度)				今後 (平成34年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	塩谷広域行政組合				分別区分	処理方法	処理施設等	
			矢板市	さくら市	塩谷町	高根沢町			一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却	塩谷広域環境衛生センター	8,237.7	10,704.5	2,069.2	5,368.4	塩谷広域行政組合 エネルギー回収推進施設	資源物：有効利用 残渣：埋立(委託)		
不燃ごみ	破	塩谷広域環境衛生センター	390.3	431.2	161.4	273.5	塩谷広域行政組合 マテリアルリサイクル推進施設	(不燃残渣)：埋立(委託) (処理残渣)：埋立(委託)		
粗大ごみ	碎	粗大ごみ処理施設	212.1	314.4	68.7	215.7				
資源ごみ	※	塩谷広域環境衛生センター	-	-	-	-	塩谷広域行政組合 マテリアルリサイクル推進施設	(売却)		
紙類	※	※	-	-	-	熟類				(売却)
アルミ類	※	※	-	-	-	アルミ類				(売却)
ビン類	※	※	312.4	313.6	101.3	233.0				(売却)
ペットボトル	圧縮	(売却)	46.6	71.5	31.4	44.7	ペットボトル	(売却)		
古紙類	保管		39.1	50.8	18.1	37.0	古紙類	(売却)		
有害ごみ	委託		-	-	-	-	有害ごみ	委託		
古紙類(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑かみ)	(売却)		536.9	575.4	292.9	319.4	古紙類(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑かみ)	(売却)		
生ごみ	高根沢町土づくりセンター		-	-	-	-	生ごみ	高根沢町土づくりセンター		
ペットボトルキャップ			0.0	0.0	0.0	0.0	ペットボトルキャップ			
町定枝			0.0	0.0	0.0	1.6	町定枝			
プラスチック類			0.0	2.3	0.0	0.0	プラスチック類			
古紙類			0.0	0.0	0.0	0.0	古紙類			
廃食用油			1.8	0.0	0.0	4.4	廃食用油			
発泡スチロール			0.8	0.7	0.0	0.0	発泡スチロール			
古着・古布			0.6	0.0	0.0	0.5	古着・古布			
プラスチック容器			11.1	0.0	0.0	0.0	プラスチック容器			
小型家電製品			0.0	1.0	0.0	10.9	小型家電製品			
容器包装プラスチック			105.5	42.0	12.2	10.2	容器包装プラスチック			
集団回収			-	-	-	-	集団回収			
合計			1,724.6	1,724.6	404.3	404.3				

※1 缶・プラスチック、アルミプレスの処理量については、不燃ごみに含まれる。

表 3-2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

【矢板市】

分別区分	ごみの種類	
可燃ごみ	生ごみ、剪定枝、紙くず、布類、革・ゴム製品、プラスチック製品等	
資源物	不燃ごみ・危険ごみ	金属類、スチール缶・アルミ缶、スプレー缶、ライター、乾電池、蛍光灯等
	ペットボトル	ペットボトル
	資源びん	飲食用のびん
	雑かみ	チラシ、本、雑誌、紙箱・包装紙等
	新聞紙	新聞紙
	段ボール・牛乳パック	段ボール・牛乳パック
	その他	発泡スチロール・食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、卵パック、食用油、蛍光灯
	家電製品	15×20cm未満のもの（家電4品目は除く）
スポーツ・ベビー用品	自転車・チャイルドシート等	
粗大ごみ	コンテナや指定袋に入らないもの、重さが20kgを超えるもの（家電4品目は除く）	

【さくら市】

分別区分	ごみの種類	
可燃ごみ	生ごみ、布類、プラスチック製品、皮革・ゴム、紙おむつ、木くず等	
不燃ごみ	アルミ缶・スチール缶、化粧品ビン、陶器類、調理器具、蛍光灯、傘、電池類等	
資源物	古紙類	新聞紙、ダンボール、紙パック、雑誌類（雑誌、チラシ、菓子箱、封筒など）
	有価ビン	酒一升ビン、ビールビン
	ビン類	飲食用のビン
	ペットボトル	ペットボトル
	ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ
	プラスチック容器	発泡スチロール、トレイ類（白色トレイ・カップ麺のカップ）、洗剤等の容器等
	使用済小型家電	主に環境省・経済省のガイドラインに記載があるもの
	粗大ごみ	コンテナや指定袋に入らないもの、家具類、自転車、ふとん、家電製品（家電4品目は除く）等

【塩谷町】

分別区分	ごみの種類	
可燃ごみ	生ごみ、貝殻、紙おむつ、紙くず、布類、ポリ袋、ゴム類、皮革製品等、プラスチック等	
不燃ごみ	空き缶、ガラス、陶器類、ナベ、スプレー缶、ドライヤー、電球・蛍光灯、乾電池等	
資源物	資源ビン	飲食用のビン
	資源ごみ	新聞、ダンボール、牛乳パック、雑誌、雑紙等
	ペットボトル	ペットボトル
粗大ごみ	コンテナや指定袋に入らないもの、家具類、自転車、ふとん、家電製品（家電4品目は除く）等	

【高根沢町】

分別区分	ごみの種類	
可燃ごみ	紙、木製品、革製品、ゴム製品、布片、ビニール、プラスチック、残飯、野菜くず等	
不燃ごみ	ガラス、陶磁器、ライター	
資源ごみ	生ごみ	残飯、野菜くず等（高根沢町土づくりセンターへ搬入分）
	資源びん	空きびん
	古紙	新聞・雑誌・雑かみ・段ボール・牛乳パック
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル対象品）、ペットボトルキャップ
	発泡スチロール	食品用トレイ、カップ麺の容器、緩衝剤等
	不燃物	カセットボンベ・スプレー缶等
	カン	スチール缶、アルミ缶
	ペットボトル	ペットボトル
	廃食用油	使用済みの植物性食用油
	古着・古布	衣類・綿混紡率50%以上の布製品
せん定枝	庭木の剪定枝（太さが3cm以内、長さ1m以内）	
粗大ごみ	コンテナや指定袋に入らないもの、家具類、自転車、ふとん、家電製品（家電4品目を除く）等	
有害ごみ（不燃の一部として収集）	水銀等使用製品（体温計、温度計、乾電池、蛍光灯等）	

今後は、構成市町において分別品目の統一を目指し、容器包装プラスチック等の分別収集について拡大していきます。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 3-3 のとおり、必要な処理施設の整備を行います。

表 3-3 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	配置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	塩谷広域行政組合 次期環境施設整備事業	21 t / 日	矢板市安沢地区 (本田坪行政区)	H30~31
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	塩谷広域行政組合 次期環境施設整備事業	114 t / 日	矢板市安沢地区 (本田坪行政区)	H30~31
4	基幹的設備改良事業 (し尿処理施設)	塩谷広域行政組合 しおやクリーンセンター 基幹的設備改良事業	110kl / 日	矢板市安沢地区 (本田坪行政区)	H30~31

※事業番号 1.2 は、第一期計画からの継続であり、平成 28 年度より実施。

【整備理由】

事業番号 1：既存施設の老朽化への対処、資源化の推進

事業番号 2：既存施設の老朽化への対処、適正処理による維持管理コスト削減、生活環境・水環境の保全

事業番号 4：既存施設の老朽化への対処

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-4 のとおり行います。

表 3-4 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	設置予定地	直近の整備済 基数(基) (平成 28 年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
3	矢板市浄化槽設置整備事業	矢板市	1,767	400	1,220	H30~34
	さくら市浄化槽設置整備事業	さくら市	2,464	300	791	H30~34
	塩谷町浄化槽設置整備事業	塩谷町	1,105	250	725	H30~34
	高根沢町浄化槽設置整備事業	高根沢町	1,564	280	880	H30~34
合計			6,900	1,230	3,616	

【整備理由】

事業番号 3：下水道計画区域外および農業集落排水施設区域外の汚水衛生処理率の向上、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃棄物処理施設

行政による減量化・資源化、グリーン購入法等の主な対策は、以下に示すとおりです。

- ①事務用品・コピー用紙等は、再生品・長期使用に耐えられる商品・資源として再生可能な商品を使用します。
- ②庁舎内での古紙等の資源回収を推進し、減量化行動を実施します。
- ③公共施設内で空きカン、空きビンポストを設置し、回収に努めます。
- ④公共事業等においては、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努めます。

イ 廃家電リサイクルに関する指導

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、住民に対しパンフレット等を配布し、指導を行っているところでありますが、今後も関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行っていきます。

なお、不法投棄された家電指定品目については、メーカーの指定引き取り場所まで運搬を行っていますが、今後は不法投棄そのものを減らすためのパンフレット等を作成し、地球環境や資源を守るための推進を行っていき、不法投棄の削減に努めていきます。

ウ 不法投棄対策

不法投棄は防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民及び事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。

具体的には、構成2市2町いずれにも巡回監視委員を配置し、不法投棄の多発地点における監視強化等を推進することにより、不法投棄の未然防止に努めていきます。また、構成市町の2市（矢板市・さくら市）にあつては、栃木県警察の協力により、現職警察官に出向していただき、より踏み込んだ（指導・不法投棄者の特定・関係機関との連携）不法投棄対策を推進していくこととします。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に町内あるいは広域内でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、周辺地域の自治体との連携体制の構築を図ります。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を強化していきます。

オ 小型家電のリサイクルに関する普及啓発

小型家電のリサイクルについては、小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）に基づく適正な回収、資源化がなされるよう、処理体制の構築を図るとともに、普及啓発を行います。

4.計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

塩谷地域各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、塩谷地域各市町、栃木県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

別添 1



図 1 関係施設の位置図

表 1 中間処理施設の概要

【焼却処理施設】

施設名称	塩谷広域環境衛生センター
所在地	栃木県さくら市松島 823 番地
敷地面積	9,600 m ² (粗大ごみ処理施設含む)
処理能力	120 t / 日 (60 t / 24h × 2 炉) ※平成 2 年度から平成 16 年度までは 80t/日 (40t/16h × 2 炉)
稼働年月	平成 2 年 4 月 (平成 14 年度 ダイオキシン類対策工事を実施)
燃焼設備	ストーカ式燃焼炉 + CCRS システム
燃焼ガス冷却設備	水噴射式ガス冷却 + 間接空気冷却
排ガス処理設備	バグフィルタ・有害ガス除去装置
飛灰処理設備	キレート樹脂固化方式

【粗大ごみ処理施設】

施設名称	塩谷広域環境衛生センター 粗大ごみ処理施設
所在地	栃木県さくら市松島 822 番地
敷地面積	9,600 m ² (ごみ焼却施設含む)
処理能力	30 t / 日 (5h r × 1 基)
稼働年月	平成 5 年 11 月
処理対象物	破碎処理：鉄、アルミ、不燃物、可燃物

【資源化施設：高根沢町運営】

施設名称	高根沢町土づくりセンター
所在地	栃木県高根沢町大字平田 1525 番 1 他
敷地面積	9,805 m ²
処理能力	24 t / 日
原料（計画）	牛糞尿 17 t、生活系生ごみ 3 t、籾殻 4 t
稼働年月	平成 12 年 4 月
処理方法	高速堆肥化方式

【し尿処理施設】

施設名称	しおやクリーンセンター
所在地	栃木県矢板市安沢 3622 番地 1
敷地面積	12,416 m ²
処理能力	110kl / 日
稼働年月	平成 10 年 12 月
処理方法	高負荷脱窒素処理方式（サンドラシステム）＋高度処理

別添2 現状と目標のトレンドグラフ

【ごみ処理関係】

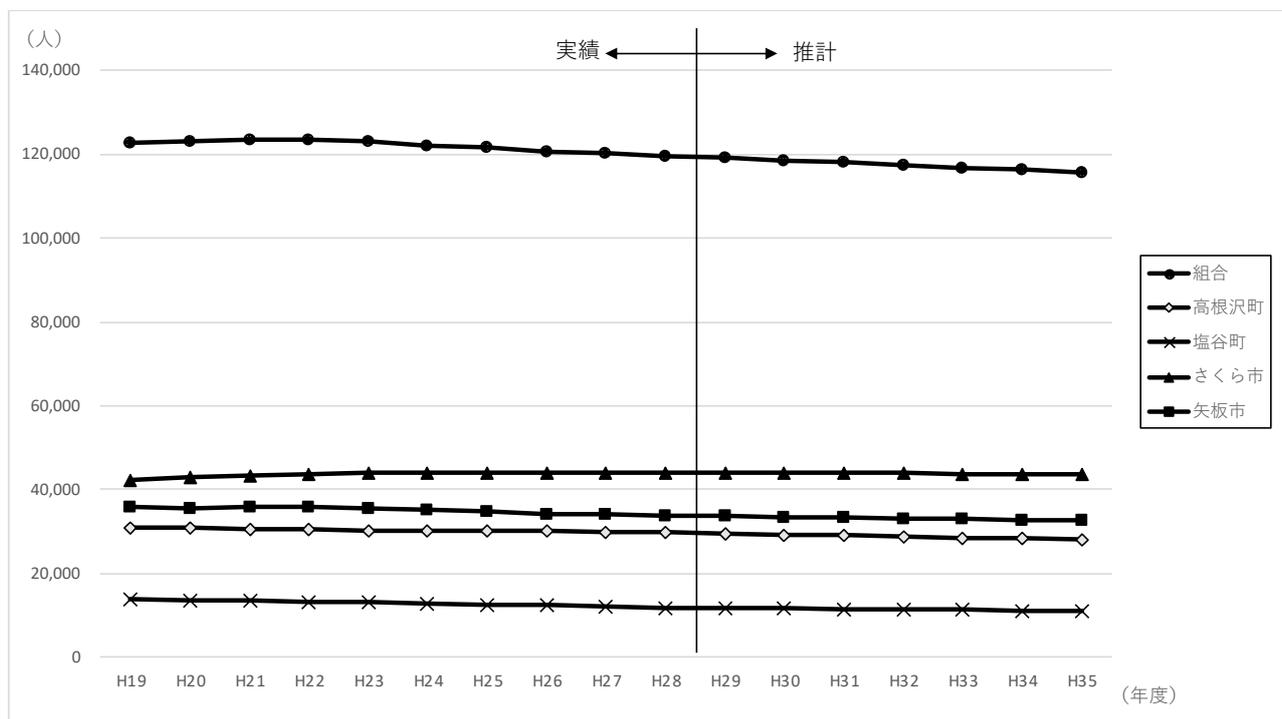


図1 人口の推移と見通し

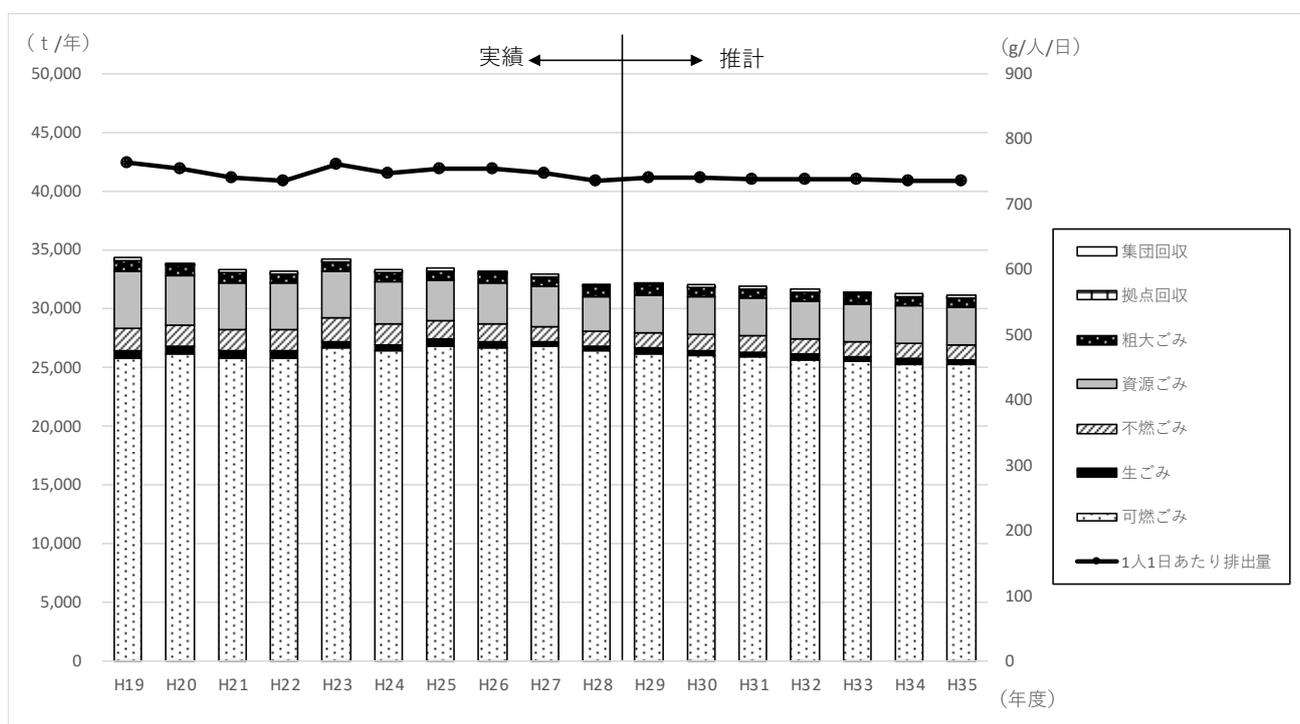


図2 現状と目標のトレンドグラフ (ごみ編)

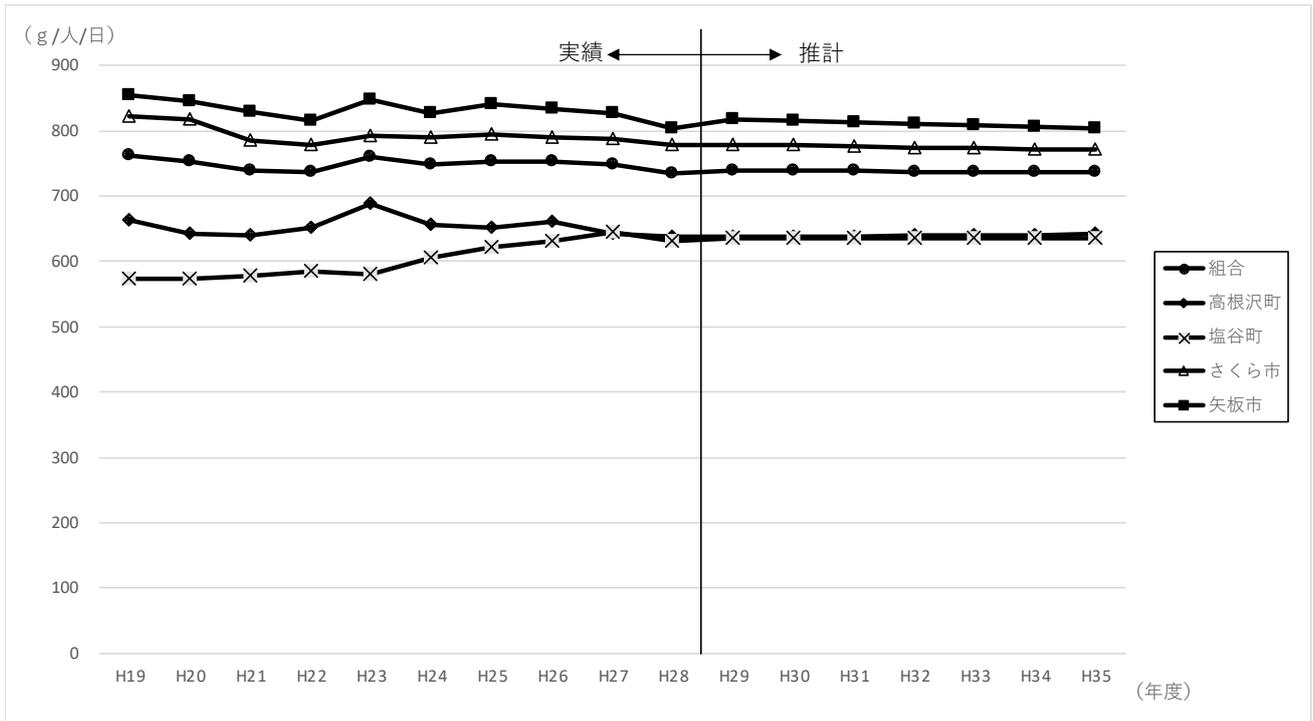


図3 1人1日平均排出量

【生活排水処理関係】

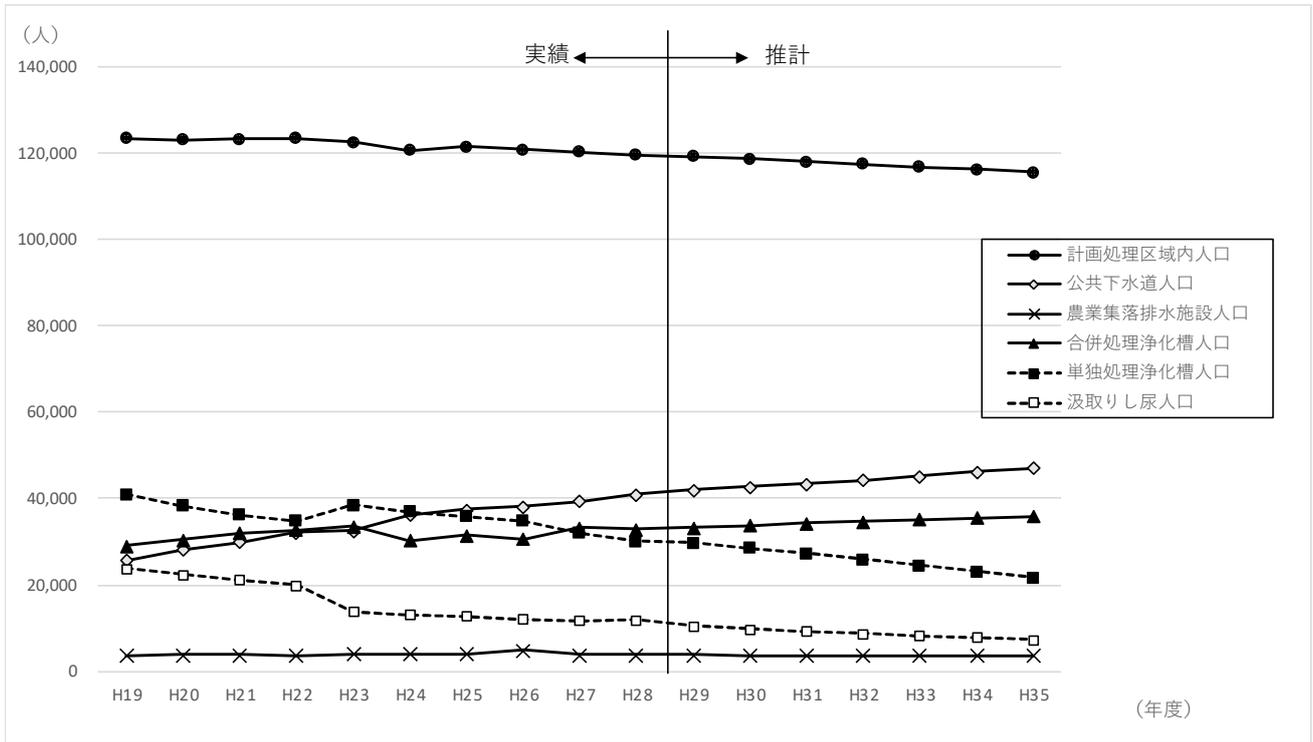


図4 生活排水処理形態別人口の推移

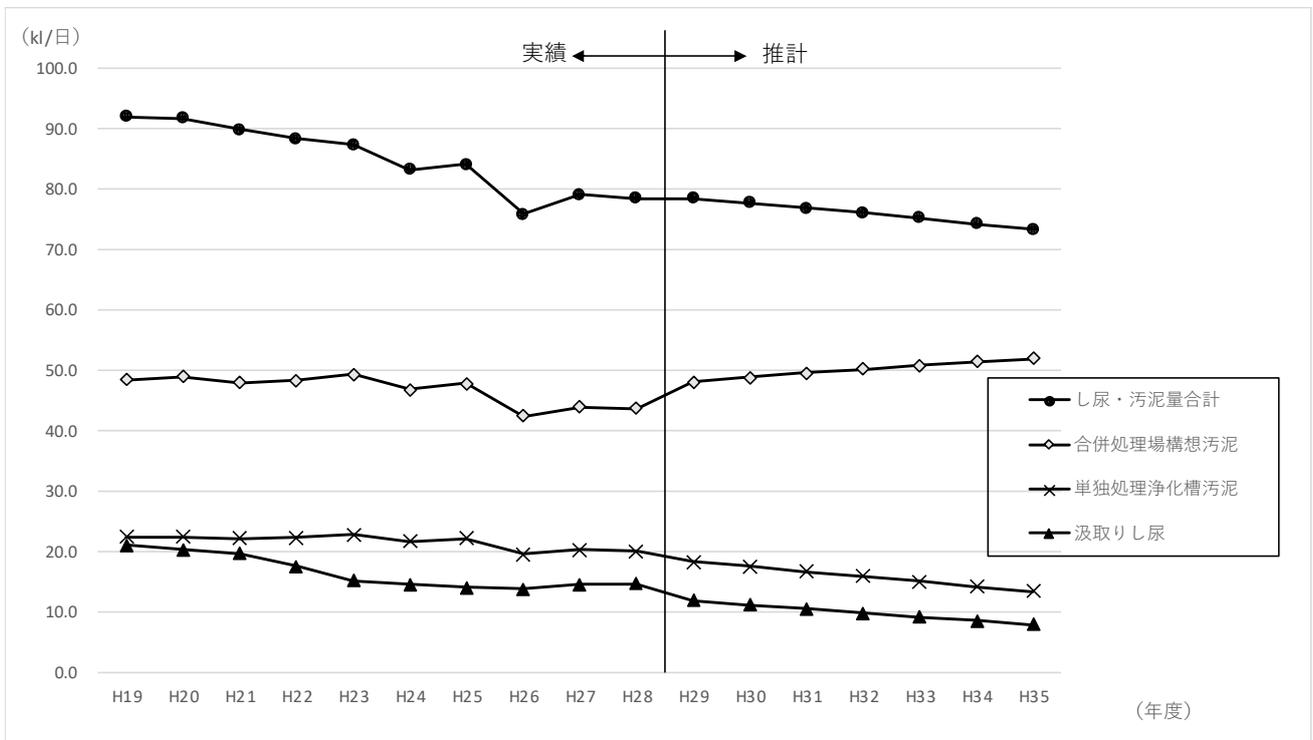


図5 し尿および浄化槽汚泥等処理量の推移

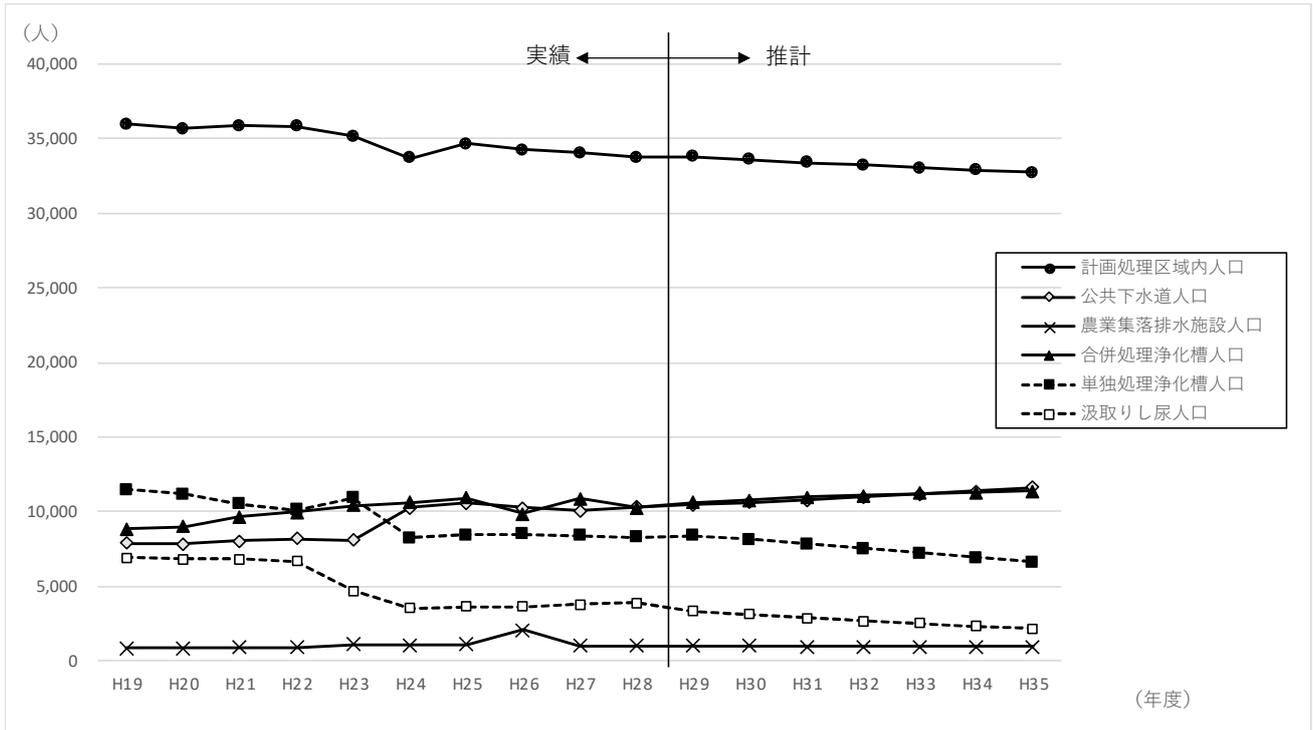


図 6-1 生活排水処理形態別人口（矢板市）

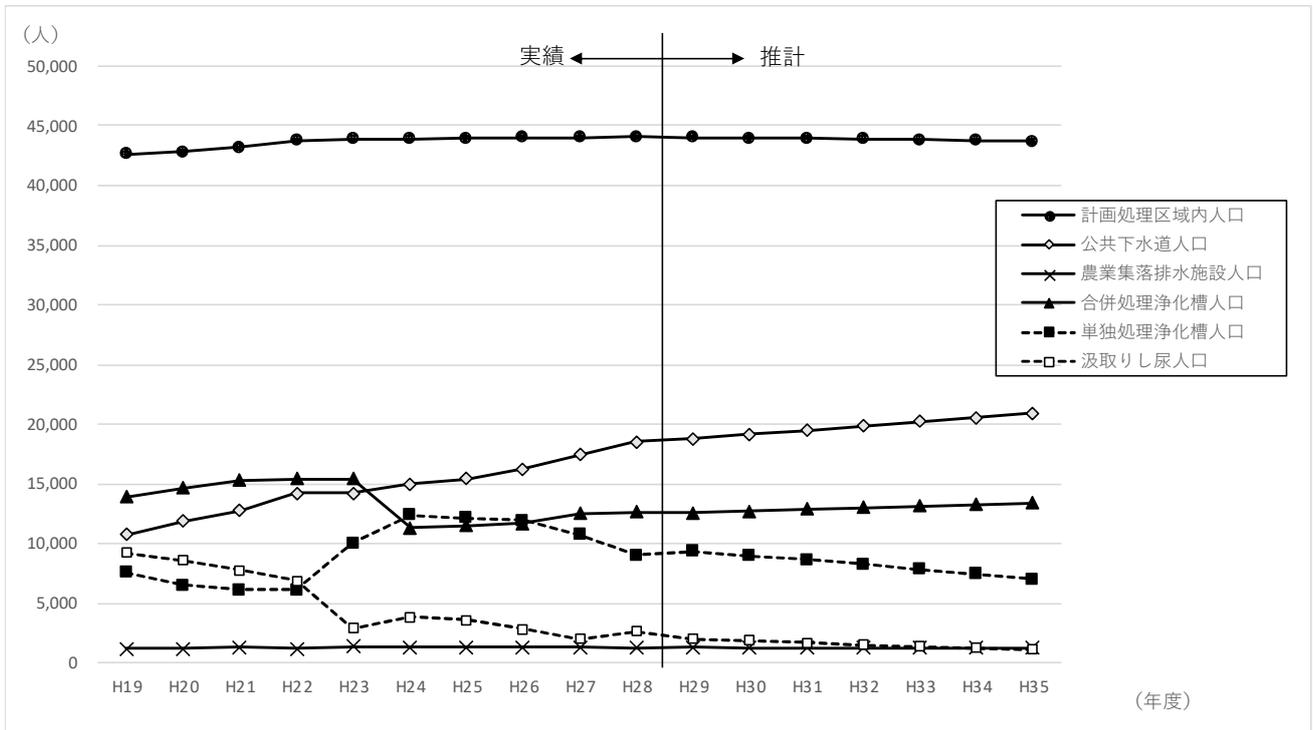


図 6-2 生活排水処理形態別人口（さくら市）

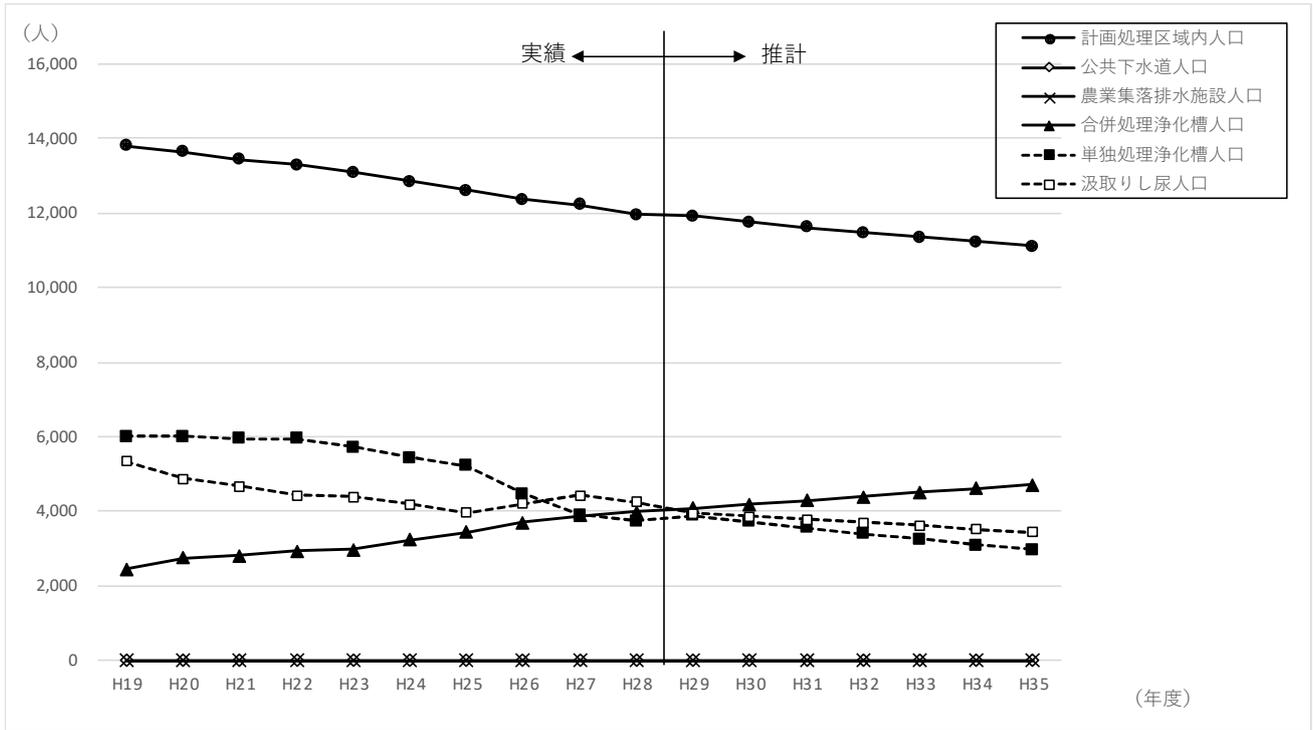


図 6-3 生活排水処理形態別人口（塩谷町）

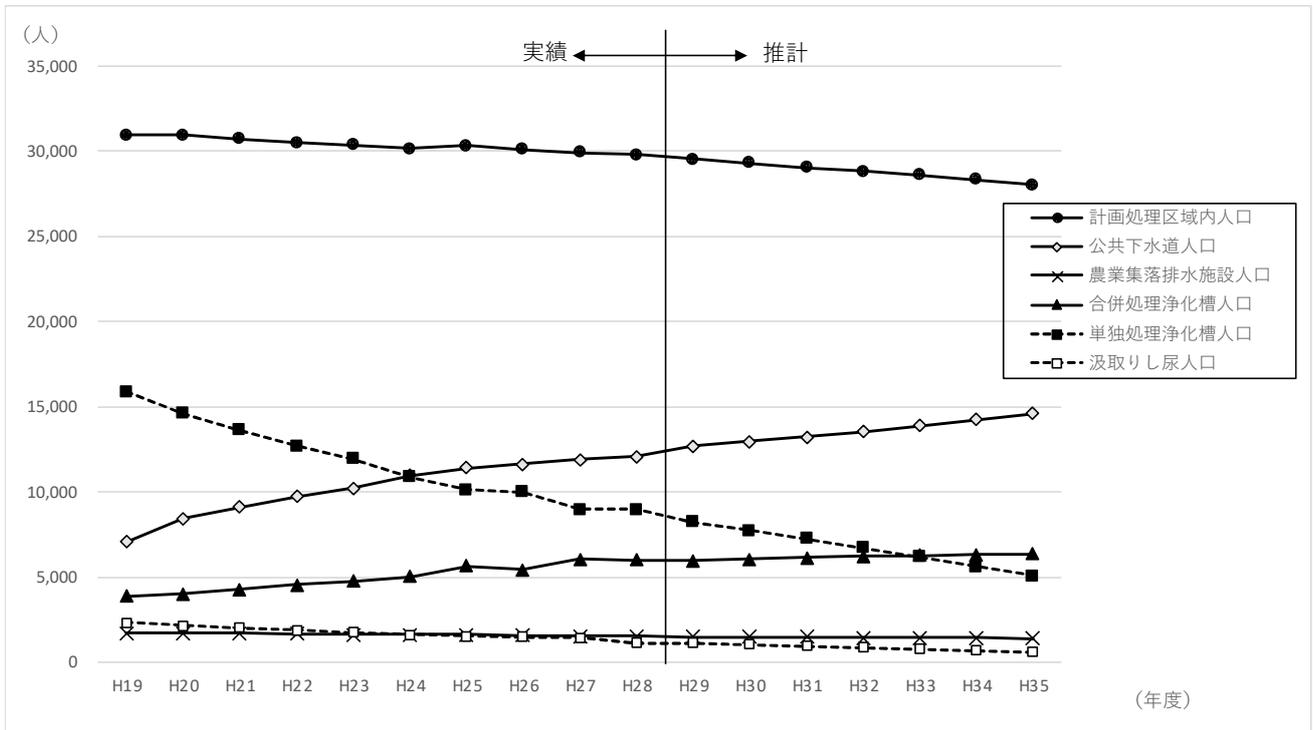


図 6-4 生活排水処理形態別人口（高根沢町）

様式1-1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

1 地域の概要		(2) 地域内人口		119,562 人		(3) 地域面積		543.02km ²			
(1) 地域名	塩谷地域										
(4) 構成市町村等名	矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町・塩谷広域行政組合		(5) 地域の要件		人口		面積		沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町		組合を構成する市町村：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町		昭和54年4月1日設立、認可予定		昭和		年月日 設立、認可予定		
		設立されていない場合、今後の見通し：									

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）										目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	8,289.95	7,608.82	7,960.98	7,870.96	7,745.41	7,587.19	7,352.76				
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.95	1.79	1.87	1.85	1.82	1.78	1.73				
	家庭系 総排出量（トン）	25,727.62	25,515.30	25,292.34	25,133.97	24,981.93	24,324.13	23,580.98				
再生利用量	1人当たりの排出量（kg/人）	184.49	185.78	185.95	185.55	187.44	185.34	184.02				
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	34,017.57	33,122.12	33,253.32	33,004.93	32,727.34	31,911.32	30,933.74				
エネルギー回収量	直接資源化量（トン）	3,039.40	2,844.70	2,690.36	2,735.66	2,449.03	2,164.52	2,314.32				
	総資源化量（トン）	6,038.02	5,777.12	5,655.76	5,736.27	5,343.60	4,991.95	4,973.40				
減量化量	熱回収量（年間の発電力量 MWh）	—	—	—	—	—	—	—				
	減量化量（中間処理前後の差 トン）	24,849.17	24,550.99	24,968.31	24,625.94	24,615.97	24,453.89	23,611.53				
最終処分量	理立最終処分量（トン）	3,323.46	2,996.94	2,817.96	2,840.63	2,952.81	2,635.40	2,534.81				
	理立最終処分率（%）	9.8%	9.0%	8.5%	8.6%	9.0%	8.3%	8.2%				

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（別添2参照）

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容		更新、廃止、新設の内容		備考
	事業主体	補助の有無	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	
エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）	塩谷広域行政組合	有	H2.4	ストーカ炉	120 t/日 (60t/24h×2炉)
マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター、ストックヤード）	塩谷広域行政組合	有	H5.11	破砕処理 鉄、アルミ、不燃物、可燃物	30 t/日 (5hr×1基)
し尿処理施設	塩谷広域行政組合	有	H10.12	高負荷脱窒素処理	110k l/日
土づくりセンター	高根沢町	有	H12.4	高速堆肥化方式	24t/日

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付している（別添1参照）。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

4 生活排水処理の現状と目標

年 指標・単位 総人口	過去の状況・現状（排出量に対する割合）	過去の状況・現状（排出量に対する割合）										目標	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	122,485 32,535 26.6%	120,589 36,223 30.0%	121,547 37,378 30.8%	120,714 38,121 31.6%	120,214 39,415 32.8%	119,562 40,881 34.2%	119,562 40,881 34.2%	119,562 40,881 34.2%	119,562 40,881 34.2%	119,562 40,881 34.2%	119,562 40,881 34.2%	119,562 47,109 40.8%
農 業 集 落 排 水 施 設	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	4,079 3.3%	4,022 3.3%	4,023 3.3%	4,912 4.1%	3,834 3.2%	3,798 3.2%	3,798 3.2%	3,798 3.2%	3,798 3.2%	3,798 3.2%	3,798 3.2%	3,608 3.1%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率	33,542 27.4%	30,239 25.1%	31,532 25.9%	30,690 25.4%	33,278 27.7%	32,911 27.5%	32,911 27.5%	32,911 27.5%	32,911 27.5%	32,911 27.5%	32,911 27.5%	35,852 31.0%
未 処 理 人 口	汚水衛生処理人口	52,329	50,105	48,614	46,991	43,687	41,972	41,972	41,972	41,972	41,972	41,972	29,000

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。（別添2参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	現有施設の内容		開始年月	整備予定基数の内容		備考
	基数	処理人口		基数	処理人口	
事業主体						
矢板市浄化槽設置整備事業	1,767	5,933	H元.4	400	1,220	H35
さくら市浄化槽設置整備事業	2,464	9,267	旧氏家：H元.4 旧喜連川H8.4	236	623	H35
塩谷町浄化槽設置整備事業	1,105	3,752	H5.4	250	725	H35
高根沢町浄化槽設置整備事業	1,564	5,144	H2.4	264	824	H35

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成29年度）

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	事業主体構成市町村名	規模 単位	事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
						開始	終了	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度			
○再生利用に関する事業	リサイクルセンター							2,896,141	1,924,010	972,131	0	0	0	2,825,236	1,919,442	905,794	0	0	0	
	リサイクルセンター整備 (用地取得費含む)	1	塩谷広域 行政組合	矢板市、さくら市、 塩谷町、高根沢町	21 t/日	H30 (H25)	H31	2,896,141	1,924,010	972,131	0	0	0	2,825,236	1,919,442	905,794	0	0	0	
○熱回収等に関する事業	熱回収施設整備(1/3)							9,366,483	5,911,121	3,455,362	0	0	0	6,892,691	5,278,828	1,613,863	0	0	0	
	熱回収施設整備(1/2)	2	塩谷広域 行政組合	矢板市、さくら市、 塩谷町、高根沢町	114 t/日	H30 (H25)	H31	7,482,446	4,215,489	3,266,957	0	0	0	5,008,654	3,583,196	1,425,458	0	0	0	
○浄化槽に関する事業	浄化槽設置整備							1,884,037	1,695,632	188,405	0	0	0	1,884,037	1,695,632	188,405	0	0	0	
	浄化槽設置整備							440,972	93,284	86,922	86,922	86,922	86,922	440,972	93,284	86,922	86,922	86,922	86,922	
○基幹的設備改良に関する事業	浄化槽設置整備		矢板市	矢板市	400 基	H30	H34	146,440	29,288	29,288	29,288	29,288	29,288	146,440	29,288	29,288	29,288	29,288	29,288	
	浄化槽設置整備		さくら市	さくら市	300 基	H30	H34	87,342	22,566	16,194	16,194	16,194	16,194	87,342	22,566	16,194	16,194	16,194	16,194	
	浄化槽設置整備		塩谷町	塩谷町	250 基	H30	H34	96,750	19,350	19,350	19,350	19,350	19,350	96,750	19,350	19,350	19,350	19,350	19,350	
	浄化槽設置整備		高根沢町	高根沢町	264 基	H30	H34	110,440	22,080	22,080	22,090	22,090	22,090	110,440	22,080	22,090	22,090	22,090	22,090	
○基幹的設備改良に関する事業	しおやクリーンセンター 基幹的設備改良事業	4	塩谷広域 行政組合	矢板市、さくら市、 塩谷町、高根沢町	110 k/日	H30	H31	1,031,400	318,816	712,584	0	0	0	842,184	247,860	594,324	0	0	0	
	合計							13,734,996	8,247,231	5,226,999	86,922	86,922	86,922	11,001,083	7,539,414	3,200,903	86,922	86,922	86,922	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
発生抑制、再 使用の推進に 関するもの	11	教育・啓発活動の 充実	住民・事業者に対し、ごみの減量化・再生 利用・適切な出し方に関する啓発を徹底 する。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		事業実施					
	12	住民との協力体制 の構築	集団回収支援、回収業者に関する情報収 集、フリママーケットの育成推進・協力・援助、パ ザール等への場所・車・人員の提供、トレイ・牛 乳パック等の回収活動に対しての支援を実施 する。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		事業実施					
	13	事業者に対する減 量化指導の徹底	事業者に対し、減量化計画の策定・指 導、特に紙ごみの減量化・資源化を実施 する。また、事業系ごみの排出と処理に 関する実態調査やごみの減量化に積極的 に取り組んでいる事業所を広報等で紹介す る。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		事業実施					
	14	事業者との協力体 制の構築	過剰包装の自粛、トレイ・ペットボトルの回収促 進の呼び掛け、取引ルートがあるものは、回 収協力店で引き取ってもらうよう徹底す る。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		事業実施					
	15	住民及び事業者に おける方策	住民には、排出方法の厳守、過剰包装・ 使い捨て容器製品の購入自粛、マイバック等 の持参を啓発・指導する。事業者には、 廃棄物の自己処理の促進、独自の資源化 ルートの開拓、確保、過剰包装・梱包材の使 用抑制、再生資源・再生品の積極的利 用、多量排出業者は、減量化計画等を策 定を啓発・指導する。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		事業実施					
処理体制の構 築、変更に関 するもの	21	分別区分の変更	可燃ごみの減量を図るために、プラスチック 製容器包装廃棄物の分別収集、生ごみの 分別収集、資源化を実施する。	組合 構成 市町	H30 (H23)	H34		普及啓発・分別実施					関連 事業 1.2
処理施設の整 備に関するもの	1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 （熱回収施設）の 整備	エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回 収施設）の整備	組合	H30 (H25)	H31	○	建設工事					
	2	マテリアルリサイ クル推進施設（リ サイクルセン ター）の整備	マテリアルリサイクル推進施設（リサイ クルセンター）の整備	組合	H30 (H25)	H31	○	建設工事					
	3	浄化槽の整備事業 の推進	生活排水の適正処理及び衛生処理率の向 上を図るため、下水道区域外を対象に浄 化槽の設備設置の推進する。	組合 構成 市町	H30	H34	○	整備、設置					
	4	基幹的設備改良事 業	し尿処理施設の基幹的設備改良事業	組合	H30	H31	○	改良工事					
その他	41	行政による減量化・ 資源化がリン購入等 の促進	再生品・長期使用に耐えられる商品・資源 と再生可能な商品を使用、公共施設内に 空き缶・空きビンポストの設置、公共事業等 においては、再生品や環境への負荷が少 ない製品の使用等を実施する。	組合	H30 (H23)	H34		普及・啓発					
	42	不法投棄対策	不法投棄防止のための監視強化を実施す る。	組合	H30 (H23)	H34		監視強化					
	43	災害時の廃棄物処 理に関する事項	周辺地域の自治体との連携体制の構築を 図り、円滑かつ適正に処理できる体制の 整備を強化していく。	組合	H30 (H23)	H34		体制整備・強化					

※）組合構成市町：矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	塩谷広域行政組合
(2) 施設名称	塩谷広域行政組合 リサイクルセンター
(3) 工期	平成30年度（平成25年度）～平成31年度
(4) 施設規模	処理能力 21 t /5h 床面積 315㎡（ストックヤード）
(5) 処理方式	破碎処理、選別処理、圧縮梱包処理
(6) 地域計画内の役割	資源回収・有効利用の促進、資源物の保存
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原料及び その利用計画	
------------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	びん、缶、PETボトル、雑紙類、アルミ類、鉄類、不適物、 廃乾電池・廃蛍光灯
---------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	107,906千円（第1次計画） 2,896,141千円（第2次計画） 3,004,047千円（事業費総額）
------------	--

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	塩谷広域行政組合
(2) 施設名称	塩谷広域行政組合 熱回収施設
(3) 工期	平成30年度（平成25年度）～平成31年度
(4) 施設規模	処理能力 114 t / 日（57 t / 日 × 2炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（発電効率 16.5%） <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱回収率 %） <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、熱回収の推進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kwh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	272,295千円（第1次計画） 9,366,483千円（第2次計画） 9,538,778千円（事業費総額）
------------	--

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	塩谷広域行政組合
(2) 施設名称	しおやクリーンセンター
(3) 工期	平成30年度～平成31年度
(4) 施設規模	処理能力 110kt/日
(5) 形式及び処理方式	高負荷脱窒素処理方式（サンドラシステム）＋高度処理
(6) 地域計画内の役割	し尿処理施設の延命化を図るとともに、温室効果ガスの削減を図るために基幹的設備の改良を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 面積	人 m ²
(11) 計画地域の性格		

(12) 事業計画額	1,031,400千円
------------	-------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	矢板市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。</p> <p>(内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく構造基準に適合する浄化槽であつて、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均）以下の機能を有するとともに「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもので10人槽以下のものを80基/年整備する。</p>
(4) 事業期間	平成30年度～平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設区域を除く区域
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 146,440 千円</p> <p>うち 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 75,792千円</p>

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	250基 (750人分)	83,000	83,000	83,000
6～7人槽	140基 (420人分)	57,960	57,960	57,960
8～10人槽	10基 (50人分)	5,480	5,480	5,480
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
計画策定調査費 うち台帳 作成費用				
合計	400基 (1,220人分)	146,440	146,440	146,440

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	さくら市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、国庫補助指針に適用される10人槽以下の浄化槽の整備を図る。
(4) 事業期間	平成30年度～平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道等の事業計画区域を除いた地域内
(6) 事業計画額	交付対象事業費 87,342 千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 83,280千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2.64人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	128基 (338人分)	42,496	42,496	42,496
6～7人槽	107基 (282人分)	44,298	44,298	44,298
8～10人槽	1基 (3人分)	548	548	548
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
計画策定調査費 うち台帳 作成費用				
合計	236基 (623人分)	87,342	87,342	87,342

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	塩谷町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	塩谷町は生活排水による、公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、平成16年度策定の「生活排水処理構想」の中で、生活排水処理を公共下水道及び合併処理浄化槽により行う計画としていました。しかし、人口減少による社会情勢の変化や町の財政事情等により、公共下水道事業の実施が難しい情勢となり、生活排水処理を合併処理浄化槽のみで行う事となりました。つきましては、町内全域をその整備対象地域として、10人槽以下の浄化槽について、町単独の上乗せ助成も含めて設置の推進を図り以下の浄化槽について、町単独の上乗せ助成も含めて設置の推進を図ってきました。その体制を維持するために平成31年度より、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業と通常事業を併用して行います。
(4) 事業期間	平成30年度～平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	町内全域（本町は下水道及び農業集落排水等浄化槽に変わる事業計画がないため）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 96,750千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 39,050千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	115基 (333人分)	38,180	38,180	38,180
6～7人槽	115基 (333人分)	47,610	47,610	47,610
8～10人槽	20基 (58人分)	10,960	10,960	10,960
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
計画策定調査費 うち台帳 作成費用				
合計	250基 (725人分)	96,750	96,750	96,750

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 栃木県

(1) 事業主体名	高根沢町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>(目的) 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。</p> <p>(内容) し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日平均値）以下の機能を有するもので、法第4条第1項に規定する構造基準及び浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成4年10月30日衛浄第34号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもので、10人槽以下のものを52基/年（平成30年度においては56基）整備する。</p>
(4) 事業期間	平成30年度～平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項に定める公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理施設事業区域を除いた区域
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 110,440 千円</p> <p>うち（以下の事業を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 84,084千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	100基 (300人分)	35,600	35,600	35,600
6～7人槽	148基 (444人分)	64,872	64,872	64,872
8～10人槽	16基 (80人分)	9,968	9,968	9,968
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
計画策定調査費 うち台帳 作成費用				
合計	264基 (824人分)	110,440	110,440	110,440